

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	北見市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北見市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

北海道北見市長

## 公表日

令和2年11月6日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



③他のシステムとの接続

住民基本台帳ネットワークシステム

既存住民基本台帳システム

宛名システム等

税務システム

その他 (

)



①システムの名称	宛名管理システム								
②システムの機能	①住民記録システムに登録・更新された住民情報、宛名情報を更新する。 ②宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 ③住登者及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)を管理し、各税務システムに提供する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="483 394 858 421">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td data-bbox="967 394 1214 421">[ ○ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 443 903 470">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td data-bbox="967 443 1310 470">[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 492 711 519">[ ○ ] 宛名システム等</td> <td data-bbox="967 492 1166 519">[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="483 542 1437 568">[ ] その他 ( )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム	[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									







3. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税ファイル (2)収納管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第2</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)</li> </ul> <情報照会の根拠> 別表第2の27の項 主務省令第20条  <情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、59条の3
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人及びその被扶養者
その必要性	個人住民税を公平・公正に賦課するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  課税対象者を特定するために記録</li> <li>・連絡先情報  対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先等の把握のために記録</li> <li>・業務関係情報  国税関係情報  対象者の申告等情報に基づき個人住民税の賦課・更正のために記録  地方税関係情報  個人住民税を賦課・更正決定するために記録  納税通知書及び所得・課税証明書等を発行するために記録  他自治体で住民登録外課税されていることを記録</li> <li>生活保護関係情報  個人住民税の非課税判定及び減免を行うために保有記録</li> <li>年金関係情報  対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出等を行うために記録</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民税課、各総合支所総務課、相内支所、温根湯温泉支所、仁頃出張所、上常呂出張所、東相内出張所、市民サービスセンター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課、社会福祉課、納税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者(日本年金機構) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者(日本年金機構除く。) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、公平・公正な賦課を行うため。	
④使用の主体	使用部署	市民税課、各総合支所総務課、相内支所、温根湯温泉支所、仁頃出張所、上常呂出張所、東相内出張所、市民サービスセンター及びその他既存税務システム参照権限付与部署
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1) 10人未満</span> <span>2) 10人以上50人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>3) 50人以上100人未満</span> <span>4) 100人以上500人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>5) 500人以上1,000人未満</span> <span>6) 1,000人以上</span> </li> </ul>
⑤使用方法		①課税対象者の決定 ②課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書)の入力及び個人特定 ③賦課決定後、特別徴収税額の決定及び特別徴収義務者へ対し決定通知書の送付、普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者へ対し税額を通知する。 ④追加で課税資料が提出されたものや特別徴収異動届等が提出された者に対し、随時課税する。 ⑤扶養の判定を行い、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、該当市区町村に所得照会等を行う。扶養否認となり増額となる者へ随時課税を行う。
	情報の突合	①課税対象者情報と課税資料の情報を突合 ②個人住民税非課税の判定を行うために生活保護情報と突合
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システム運用・保守等委託	
①委託内容	システムの運用・保守及びバックアップ	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 オホーツク支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	国税連携システム及びeLTAXシステムの運用管理業務	
①委託内容	電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)及び国税庁からの確定申告データ受信等の運用管理業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 オホーツク支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 58 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 29 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法別表第2の第1欄に規定する情報照会者(別添1-2参照 58件)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2の第2欄に規定する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人及びその被扶養者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があったとき。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

<b>移転先1</b>	実施機関内部(別添1-3参照 29件)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1並びに第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	番号法別表第1及び番号法第9条第2項に基づく条例に規定する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人及びその被扶養者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があったとき。
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	入退館の管理をしている建物の中で、さらに入退室の管理をしているサーバ室に保管している。
<b>7. 備考</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 収納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者
その必要性	個人住民税の収納状況を管理するため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)  [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報  [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報  [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報  [ ] 災害関係情報  [ <input type="radio"/> ] その他 ( 口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  課税対象者を特定するために記録</li> <li>・業務関係情報  地方税関係情報  個人住民税の納付状況及び履歴を管理するために記録</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民税課、各総合支所総務課、相内支所、温根湯温泉支所、仁頃出張所、上常呂出張所、東相内出張所、市民サービスセンター





4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システム運用・保守等委託	
①委託内容	システムの運用・保守及びバックアップ	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 オホーツク支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	総務部納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1並びに第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	番号法別表第1に規定する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があったとき。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退館の管理をしている建物の中で、さらに入退室の管理をしているサーバ室に保管している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税ファイル

1.宛番号、2.世帯番号、3.指定番号、4.年度、5.郵便番号、6.住所、7.氏名、8.カナ氏名、9.生年月日、10.続柄、11.資料区分、12.資料番号、13.徴収区分、14.その他の所得、15.その他雑収入、16.その他雑所得、17.その他事業収入、18.その他事業所得、19.その他証券配当所得、20.その他税額控除、21.その他配当所得、22.その他扶養控除(住民税)、23.バリアフリー特例控除、24.医療費控除(住民税)、25.医療費控除(所得税)、26.一時収入、27.一時所得(控除後)、28.一時所得(控除前)、29.一時所得特別控除額、30.営業等収入、31.営業等所得、32.寡夫控除、33.寡婦控除、34.外貨証券配当所得、35.外国所得税等、36.外国税額控除(所得税)、37.外国税額控除限度、38.株式課税、39.株式課税(所得税)、40.株式外合計所得金額(住民税)、41.株式所得税、42.株式譲渡一般収入、43.株式譲渡一般分、44.株式譲渡繰越控除、45.株式譲渡繰越損失、46.株式譲渡公開収入、47.株式譲渡公開分、48.株式譲渡所得(繰越控除後)、49.株式譲渡所得(損益通算後)、50.株式譲渡所得計、51.株式配当所得、52.基礎控除(住民税)、53.基礎控除(所得税)、54.寄付金控除(所得税)、55.寄付金控除(住民税)、56.寄附金支払(県条例指定分)、57.寄附金支払(市条例指定分)、58.寄附金支払(地方公共団体)、59.寄附金支払共同募金・日赤(住民税)、60.給与所得、62.旧損害保険料長期支払額、63.勤労学生・障害者控除(所得税)、64.勤労学生控除(住民税)、65.勤労学生控除(所得税)、66.均等割合計、67.県外貨配当控除、68.県株式、69.県寄附金基本控除額、70.県寄附金税額控除額、71.県寄附金特例控除額、72.県既課税差引均等割、73.県既課税差引所得割、74.県均等割既課税額、75.県均等割減免額、76.県減税前所得割、77.県減免後均等割、78.県減免後所得割、79.県減免前均等割、80.県減免前所得割、81.県個人外国税額、82.県控除不足額、83.県山林、84.県住宅借入金控除見込額(第5条の4)、85.県住宅借入金等税額控除額、86.県所得割既課税額、87.県所得割減免額、88.県所得割控除額合計、89.県所得割合計、90.県所得割調整額、91.県所得変動控除額、92.県商品先物取引、93.県証券配当控除、94.県上場株式譲渡、95.県上場株式配当、96.県譲渡割額、97.県譲渡所得割控除額、98.県の控除軽減額、99.県先物取引、100.県総合、101.県退職、102.県定率減税額、103.県肉用牛、104.県配当・譲渡割合計、105.県配当割額、106.県配当控除、107.県配当所得割控除額、108.県分離短期一般、109.県分離短期軽減、110.県分離超短期、111.県分離長期一般、112.県分離長期軽減、113.県分離長期軽減、114.県分離長期特定、115.県分離土地、116.県法人外国税額、117.県未公開株式、118.県老年者特例控除額、119.減免額、120.源泉上場株式譲渡、121.源泉上場株式譲渡収入、122.源泉徴収税額(入力値)、123.源泉徴収票所得控除計、124.旧個人年金支払額、125.新個人年金支払額、126.介護医療支払額、127.合計所得金額、128.差引所得税額、129.災害減免額、130.雑所得計、131.雑損繰越控除、132.雑損控除、133.山林課税、134.山林課税(所得税)、135.山林収入、136.山林純損繰越控除、137.山林所得(繰越控除後)、138.山林所得(控除後)、139.山林所得(控除前)、140.山林所得(損益通算後)、141.山林所得税、142.山林所得特別控除、143.山林所得特例特別控除、144.算出源泉徴収票所得控除計、145.市外貨配当控除、146.市外国税額控除最大値、147.市株式、148.市寄附金基本控除額、149.市寄附金税額控除額、150.市寄附金特例控除額、151.市既課税差引均等割、152.市既課税差引所得割、153.市旧税率総合、154.市均等割既課税額、155.市均等割軽減額、156.市均等割減免額、157.市減税前所得割、158.市減免後均等割、159.市減免後所得割、160.市減免前均等割、161.市減免前所得割、162.市個人外国税額、163.市控除不足額、164.市山林、165.市住宅借入金控除見込額(第5条の4)、166.市住宅借入金等税額控除額、167.市所得割既課税額、168.市所得割減免額、169.市所得割控除額合計、170.市所得割合計、171.市所得割調整額、172.市所得変動控除額、173.市商品先物取引、174.市証券配当控除、175.市上場株式譲渡、176.市上場株式配当、177.市譲渡割額、178.市譲渡所得割控除額、179.市の控除軽減額、180.市先物取引、181.市総合、182.市退職、183.市定率減税額、184.市肉用牛、185.市配当・譲渡割合計、186.市配当割額、187.市配当控除、188.市配当所得割控除額、189.市分離短期一般、190.市分離短期軽減、191.市分離超短期、192.市分離長期一般、193.市分離長期軽減、194.市分離長期軽減、195.市分離長期特定、196.市分離土地、197.市法人外国税額、198.市未公開株式、199.市老年者特例控除額、200.社会保険料控除(住民税)、201.社会保険料控除(所得税)、202.住宅借入金控除見込額(第5条の4)、203.住宅借入金控除見込額(第5条の4の2)、204.住宅借入金等特別控除、205.住宅借入金等特別控除可能額、206.住宅借入金特例控除、207.住宅取得等控除、208.純損繰越控除計(算出値)、209.純損繰越控除計(入力値)、210.所得割控除額合計、211.所得割合計、212.所得控除合計(住民税)、213.所得控除合計(所得税算出値)、214.所得控除合計(所得税入力値)、215.所得合計、216.所得税額、217.商品先物取引課税、218.商品先物取引課税(所得税)、219.商品先物取引収入、220.商品先物取引所得、221.商品先物取引所得(繰越控除後)、222.商品先物取引所得(損益通算後)、223.商品先物取引所得税、224.小規模共済控除(住民税)、225.小規模共済控除(所得税)、226.少額配当所得、227.障害者控除(所得税)、228.上場株式譲渡、229.上場株式譲渡課税、230.上場株式譲渡課税(所得税)、231.上場株式譲渡収入、232.上場株式譲渡所得(繰越控除後)、233.上場株式譲渡所得(損益通算後)、234.上場株式譲渡所得税、235.上場株式配当、236.上場株式配当課税、237.上場株式配当課税(所得税)、238.上場株式配当繰越控除、239.上場株式配当収入、240.上場株式配当所得(繰越控除後)、241.上場株式配当所得(損益通算後)、242.上場株式配当所得税、243.譲渡一時所得計、244.譲渡割還付額、245.譲渡所得割、246.譲渡所得割額、247.譲渡所得割控除額、248.申告納税額、249.人の控除額合計(住民税)、250.人の控除額合計(所得税)、251.政党等寄付金特別控除、252.生命保険料控除(住民税)、253.生命保険料控除(所得税)、254.新生命保険料支払額、255.旧生命保険料支払額、256.青色申告特別控除額、257.税額控除前所得税額(入力値)、258.先物繰越控除、259.先物繰越損失、260.先物取引課税、261.先物取引収入、262.先物取引所得、263.先物取引所得(繰越控除後)、264.先物取引所得(損益通算後)、265.先物取引所得税、266.専従者給与収入、267.専従者控除額、268.前職分給与収入、269.総合課税、270.総合純損繰越控除、271.総合所得(繰越控除後)、272.総合所得(損益通算後)、273.総合譲渡控除使用可能額、274.総合短期譲渡収入、275.総合短期譲渡所得(控除後)、276.総合短期譲渡所得(控除前)、277.総合短期譲渡特別控除額、278.総合長期譲渡収入、279.総合長期譲渡所得(控除後)、280.総合長期譲渡所得(控除前)、281.総合長期譲渡特別控除額、282.総所得金額等、283.損害保険料控除(住民税)、284.損害保険料控除(所得税)、285.損害保険料短期支払額、286.損害保険料長期支払額、287.耐震改修特別控除、288.退職課税、289.退職課税(所得税)、290.退職収入、291.退職所得(繰越控除後)、292.退職所得(住民税)、293.退職所得(所得税)、294.退職所得(損益通算後)、295.退職所得控除額、296.退職所得税、297.地震保険料控除(住民税)、298.地震保険料控除(所得税)、299.地震保険料支払額、300.定率減税額(所得税)、301.電子申告特別控除、302.投資・リース控除、303.同居障害控除(住民税)、304.同居老人扶養控除(住民税)、305.特徴県均等割額、306.特徴県所得割額、307.特徴市均等割額、308.特徴市所得割額、309.特徴税額、310.特定居住用財産収入、311.特定居住用財産純損繰越控除、312.特定扶養控除(住民税)、313.特別障害控除(住民税)、314.年金収入、315.年金所得、316.年金対象県均等割額、317.年金対象県所得割額、318.年金対象市均等割額、319.年金対象市所得割額、320.年金対象税額、321.年金特徴県均等割額、322.年金特徴県所得割額、323.年金特徴市均等割額、324.年金特徴市所得割額、325.年金特徴税額、326.年金特徴対象所得加算額、327.年金分普徴税額、328.年金分普徴内訳1期、329.年金分普徴内訳2期、330.年少扶養控除、331.年税額、332.農業収入、333.農業所得、334.配偶者控除(住民税)、335.配偶者控除(所得税)、336.配偶者合計所得、337.配偶者特別控除(住民税)、338.配偶者特別控除(所得税)、339.配当割額、340.配当割還付額、341.配当控除(所得税)、342.配当控除(住民税)、343.配当収入、344.配当所得割控除額、345.不動産収入、346.不動産所得、347.扶養控除(所得税)、348.普徴県均等割額、349.普徴県所得割額、350.普徴市均等割額、351.普徴市所得割額、352.普徴税額、353.普通障害控除(住民税)、354.分離短期一般(控除後)、355.分離短期一般(控除前)、356.分離短期一般課税、357.分離短期一般課税(所得税)、358.分離短期一般収入、359.分離短期一般純損繰越控除、360.分離短期一般所得(繰越控除後)、361.分離短期一般所得(損益通算後)、362.分離短期一般特別控

除額、363.分離短期輕減(控除後)、364.分離短期輕減(控除前)、365.分離短期輕減課標、366.分離短期輕減收入、367.分離短期輕減純損繰越控除、368.分離短期輕減所得(繰越控除後)、369.分離短期輕減所得(損益通算後)、370.分離短期輕減特別控除額、371.分離短期所得稅、

372.分離長期一般(控除後)、373.分離長期一般(控除前)、374.分離長期一般課標、375.分離長期一般課標(所得稅)、376.分離長期一般收入、377.分離長期一般純損繰越控除、378.分離長期一般所得(繰越控除後)、379.分離長期一般所得(損益通算後)、380.分離長期一般特別控除額、381.分離長期居住(控除後)、382.分離長期居住(控除前)、383.分離長期居住收入、384.分離長期居住所得(損益通算後)、385.分離長期居住特別控除額、386.分離長期輕課(控除後)、387.分離長期輕課(控除前)、388.分離長期輕課課標、389.分離長期輕課課標(所得稅)、390.分離長期輕課收入、391.分離長期輕課純損繰越控除、392.分離長期輕課所得(繰越控除後)、393.分離長期輕課所得(損益通算後)、394.分離長期輕課特別控除額、395.分離長期輕減(控除後)、396.分離長期輕減(控除前)、397.分離長期輕減課標、398.分離長期輕減課標(所得稅)、399.分離長期輕減收入、400.分離長期輕減純損繰越控除、401.分離長期輕減所得(繰越控除後)、402.分離長期輕減所得(損益通算後)、403.分離長期輕減特別控除額、404.分離長期所得稅、405.分離長期特定(控除後)、406.分離長期特定(控除前)、407.分離長期特定課標、408.分離長期特定課標(所得稅)、409.分離長期特定收入、410.分離長期特定純損繰越控除、411.分離長期特定所得(繰越控除後)、412.分離長期特定所得(損益通算後)、413.分離長期特定特別控除額、414.平均課稅對象額、415.本人障害者控除(住民稅)、416.本年度繰越損失額、417.未公開株式課標、418.未公開株式所得稅(算出值)、419.未公開株式讓渡、420.未公開株式讓渡收入、421.未公開株式讓渡所得(繰越控除後)、422.未公開株式讓渡所得(損益通算後)、423.免稅所得、424.利子收入、425.利子所得、426.老人扶養控除(住民稅)、427.老年人・寡婦・寡夫控除、428.老年人控除(住民稅)、429.老年人控除(所得稅)、430.還付額合計、431.充當額合計、432.專從資料作成区分、433.特定保留区分、434.乙欄区分、435.強制均等割課稅区分、436.取消区分、437.受給者番号、438.就職年月日、439.退職年月日、440.住宅控除適用數、441.住宅控除居住年月日、442.住宅控除区分、443.前職区分、444.租稅條約区分、445.綜合短期特控條文コード、446.綜合長期特控條文コード、447.他市回送区分、448.他專人數、449.退職区分、450.徵收方法区分、451.訂正分給報区分、452.電話番号、453.同居特障數、454.同居老人扶養數、455.特徵個人番号、456.特定区分、457.特定扶養數、458.特別障害數、459.その他扶養數、460.年少者扶養數、461.年調濟区分、462.配專区分、463.配特適用区分、464.非合算区分、465.普通障害數、466.分離短期一般條文コード、467.分離短期輕減條文コード、468.分離長期輕課條文コード、469.分離長期輕減條文コード、470.分離長期特定條文コード、471.分離長期一般條文コード、472.平均課稅適用区分、473.本人老寡勤区分、474.本人寡婦夫区分、475.本人勤勞學生区分、476.本人障害者区分、477.本人專從者区分、478.本人未成年区分、479.本人老年人区分、480.老人扶養數、481.住なく年月日、482.徵收希望区分、483.遠扶養調查回答狀況コード、484.遠扶養調查回答年月日、485.遠扶養調查發送コード、486.遠扶養調查發送狀況コード、487.遠扶養調查發送年月日、488.居住区分、489.均等割課稅区分、490.死離別区分、491.証明停止区分、492.障害者区分、493.申告案内書發送コード、494.申告案内書發送狀況コード、495.申告案内書發送年月日、496.世帯外被扶養者区分、497.生活扶助認定年月日、498.生活扶助廢止年月日、499.專從主宛名番号、500.他市回送發送コード、501.他市回送發送狀況コード、502.他市回送發送年月日、503.通知294條發送年月日、504.通知294發送コード、505.通知294發送狀況コード、506.配偶者宛名番号、507.扶照會本人回答狀況コード、508.扶照會本人發送コード、509.扶照會本人發送狀況コード、510.扶照會事業回答狀況コード、511.扶照會事業發送コード、512.扶照會事業發送狀況コード、513.扶照會本人回答年月日、514.扶照會本人發送年月日、515.扶照會事業回答年月日、516.扶照會事業發送年月日、517.扶養者宛名番号、518.未申告調查回答狀況コード、519.未申告調查回答年月日、520.未申告調查發送コード、521.未申告調查發送狀況コード、522.未申告調查發送年月日、523.翌年度申告案内發送コード、524.翌年度租稅條約区分、525.仮徵收稅額4月、526.仮徵收稅額6月、527.仮徵收稅額8月、528.FAX番号、529.MT交換区分、530.受給者總人員、531.除籍年月、532.除籍区分、533.總括受付年月日、534.関与稅理士Email、535.関与稅理士FAX番号、536.関与稅理士宛名番号、537.関与稅理士宛總括区分、538.関与稅理士宛通知書区分、539.関与稅理士宛納入書区分、540.関与稅理士電話番号、541.業種コード、542.源泉番号、543.總括票表發送コード、544.總括票表發送狀況コード、545.總括票表發送年月日、546.担当部署名、547.通知書出力順コード、548.当初納期特例区分、549.納入書不要区分、550.扶養照會狀況コード、551.報告合計人數、552.報告在職人數、553.報告その他人數、554.報告退職人數、555.旧指定番号、556.旧受給者番号、557.新指定番号、558.新受給者番号、559.最新区分、560.清音カナ氏名、561.月割額合計、562.異動月、563.次回通知予定区分、564.稅額10月、565.稅額11月、566.稅額12月、567.稅額1月、568.稅額2月、569.稅額3月、570.稅額4月、571.稅額5月、572.稅額6月、573.稅額7月、574.稅額8月、575.稅額9月、576.賦課履歷番号、577.当初課稅人員、578.当初非課稅人員、579.最終特徵個人番号、580.通知書發付年月日、581.納入書發付年月日、582.變更後非課稅人員10月、583.變更後非課稅人員11月、584.變更後非課稅人員12月、585.變更後非課稅人員1月、586.變更後非課稅人員2月、587.變更後非課稅人員3月、588.變更後非課稅人員4月、589.變更後非課稅人員5月、590.變更後非課稅人員6月、591.變更後非課稅人員7月、592.變更後非課稅人員8月、593.變更後非課稅人員9月、594.變更後課稅人員10月、95.變更後課稅人員11月、596.變更後課稅人員12月、597.變更後課稅人員1月、598.變更後課稅人員2月、599.變更後課稅人員3月、600.變更後課稅人員4月、601.變更後課稅人員5月、602.變更後課稅人員6月、603.變更後課稅人員7月、604.變更後課稅人員8月、605.變更後課稅人員9月、606.變更後期割額合計、607.變更後稅額10月、608.變更後稅額11月、609.變更後稅額12月、610.變更後稅額1月、611.變更後稅額2月、612.變更後稅額3月、613.變更後稅額4月、614.變更後稅額5月、615.變更後稅額6月、616.變更後稅額7月、617.變更後稅額8月、618.變更後稅額9月、619.變更後納期特例区分10月、620.變更後納期特例区分11月、621.變更後納期特例区分12月、622.變更後納期特例区分1月、623.變更後納期特例区分2月、624.變更後納期特例区分3月、625.變更後納期特例区分4月、626.變更後納期特例区分5月、627.變更後納期特例区分6月、628.變更後納期特例区分7月、629.變更後納期特例区分8月、630.變更後納期特例区分9月、631.變更前非課稅人員10月、632.變更前非課稅人員11月、633.變更前非課稅人員12月、634.變更前非課稅人員1月、635.變更前非課稅人員2月、636.變更前非課稅人員3月、637.變更前非課稅人員4月、638.變更前非課稅人員5月、639.變更前非課稅人員6月、640.變更前非課稅人員7月、641.變更前非課稅人員8月、642.變更前非課稅人員9月、643.變更前課稅人員10月、44.變更前課稅人員11月、645.變更前課稅人員12月、646.變更前課稅人員1月、647.變更前課稅人員2月、648.變更前課稅人員3月、649.變更前課稅人員4月、650.變更前課稅人員5月、651.變更前課稅人員6月、652.變更前課稅人員7月、653.變更前課稅人員8月、654.變更前課稅人員9月、655.變更前期割額合計、656.變更前稅額10月、657.變更前稅額11月、658.變更前稅額12月、659.變更前稅額1月、660.變更前稅額2月、661.變更前稅額3月、662.變更前稅額4月、663.變更前稅額5月、664.變更前稅額6月、665.變更前稅額7月、666.變更前稅額8月、667.變更前稅額9月、668.變更前納期特例区分10月、669.變更前納期特例区分11月、670.變更前納期特例区分12月、671.變更前納期特例区分1月、672.變更前納期特例区分2月、673.變更前納期特例区分3月、674.變更前納期特例区分4月、675.變更前納期特例区分5月、676.變更前納期特例区分6月、677.變更前納期特例区分7月、678.變更前納期特例区分8月、79.變更前納期特例区分9月、680.回付年月、681.基礎年金番号、682.作成年月日、683.處理結果、684.通知內容コード、685.特別徵收制度コード、686.年特中止事由、687.年特中止年月日、688.通知年月日、689.特徵對象外区分、690.特徵變更月、691.特別徵收依賴額10月、692.特別徵收依賴額12月、693.特別徵收依賴額2月、694.特別徵收依賴額4月、695.特別徵收依賴額6月、696.特別徵收依賴額8月、697.特別徵收依賴額合計、698.特別徵收実績額10月、699.特別徵收実績額12月、700.特別徵收実績額2月、701.特別徵收実績額4月、702.特別徵收実績額6月、703.特別徵收実績額8月、704.年金支給額、705.年金種別コード、706.年金保險者コード、707.扶養障害区分、708.確認区分、709.控配区分、710.專從給與受給額、711.專從者区分、712.否認区分、713.否認箋出力区分、714.被配專宛名番号、715.被配專区分、716.扶養区分、717.扶養種別コード、718.通知書番号、719.期日コード、720.期日区分、721.期別稅額

719.被配等区別、710.扶養区別、711.扶養種別コード、710.通知書番号、719.期別コード、720.期別区別、721.期別税額、722.強制課税区分、723.均等割非課税事由、724.決定年月日、725.減免区分、726.その他資料枚数、727.その他事由、728.特徴異動区分、729.特徴異動年月、730.発布年月日、731.異動コード、732.異動事由、733.異動年月日、734.課税期、735.課税区分、736.課税月、737.過年度区分、738.確申資料枚数、739.給報資料枚数、740.減免事由、741.減免申請年月日、742.減免通知年月日、743.受付開始年月日、744.就職年月日、

745.状態区分、746.退職年月日、747.地申資料枚数、748.通知異動コード、749.通知異動事由、750.通知書番号、751.内特徴区分、752.履歴番号、753.両年度異動区分、754.納税者ID

## (2) 収納管理ファイル

1:宛名番号、2:税目コード、3:課税年度、4:相当年度、5:通知書番号、6:期別コード、7:処理連番、8:修正連番、9:期別区分、10:会計年度、11:欠損時会計年度、12:収納名寄宛名番号、13:調定額、14:確定延滞金、15:確定延滞金設定日、16:納付額、17:納付延滞金、18:還付加算金、19:領収日、20:収入日、21:納期限、22:変更前納期限、23:法定納期限、24:還付済本税、25:還付済延滞金、26:還付有無区分、27:充当有無区分、28:更正連番、29:納付連番、30:調定基準日、31:当初納通発布日、32:納通発布日、33:税額更正日、34:督促発布日、35:催告発布日、36:返戻公示通知書区分、37:返戻公示区分、38:督促返戻公示区分、39:時効予定日、40:納付手段コード、41:組合番号、42:督促出力有無区分、43:督促停止区分、44:催告回数、45:催告停止区分、46:確定延滞金変更有無区分、47:当初調定額、48:当初確定延滞金、49:繰越納付額、50:繰越納付延滞金、51:不納欠損有無区分、52:執行停止有無区分、53:差押有無区分、54:参加差押有無区分、55:交付要求有無区分、56:分納誓約有無区分、57:消滅区分コード、58:納付連番枝番、59:調定納付明細コード、60:充当収入日、61:納付種類コード、62:期別前納区分、63:簿冊番号、64:簿冊連番、65:分納回数、66:金融機関\_本店コード、67:金融機関\_支店コード、68:金融機関\_枝番コード、69:口座種別、70:口座番号、71:済通充当税額、72:済通充当延滞金、73:済通還付済税額、74:済通還付済延滞金、75:過誤納理由、76:還付充当番号、77:還付充当連番、78:歳入歳出区分、79:充当振替区分、80:充当元先税目コード、81:充当元先課税年度、82:充当元先相当年度、83:充当元先通知書番号、84:充当元先期別コード、85:充当還付加算金本税額、86:充当還付加算金延滞金

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1) 個人住民税ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い対象者であることを確認する。</p> <p>②住民からの申告等情報を受付する場合は、課税対象者情報と本人若しくは代理人から申請のあった住所・氏名・生年月日等の確認を行う。</p> <p>③課税対象者情報にない者から提出のあった申告等情報については、速やかに他自治体等に資料回送を行う。（住民登録外課税をする場合は、本人若しくは事業所等に確認を行っている。）</p> <p>④課税対象者情報については、原則として住民基本台帳に記載されている者であるため、不必要な情報を入手することはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>●不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <p>①書面を本人へ提示する際、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。</p> <p>②調査、照会等により情報を入手する際は照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。</p> <p>●入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置</p> <p>①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</p> <p>②庁内連携や情報提供ネットワークを利用して情報の正確性を確保している。</p> <p>●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置</p> <p>①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXシステムの専用回線を使用し、第三者による不正な情報取得を防いでいる。</p> <p>②庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、漏えいリスクを軽減している。</p>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①個人住民税システムは、業務に関係のない情報を保有していない。</p> <p>②個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて他システムと連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。また、他事務との情報連携においては、個人番号を用いた連携は行わない。</p> <p>③システム毎のアクセス制御と利用者単位での権限管理をしており、事務に必要な情報については参照できないよう制御を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	システムを利用する職員を特定し、ユーザーID及びパスワードでの認証等を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機は、スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバーの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・契約終了後の返還・破棄 ・個人情報保護に関する法令及び北見市個人情報の保護に関する条例の遵守
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、上記と同様に特定個人情報の取扱いに関する規定を遵守させる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び北見市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務ではマニュアルを整備し、当該マニュアルに従い特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	利用者は、ID及びパスワードにより制限をかけるとともに、操作ログ等により管理・監視している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>①個人住民税システム、宛名システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>②個人住民税システム、宛名システムの運用における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととする。</li> <li>・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。</li> <li>・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者内に周知することとする。</li> </ul> <p>③中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</li> </ul> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>●個人住民税システム、宛名システムにおける措置</p> <p>①当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</p> <p>②業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>			



●中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク
  - ・課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保存され続けることはない。
- 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク
  - ・保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う予定
  - ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	職員に対して、初任時及び一定期間毎に、個人情報保護に関する研修及び啓発を行っている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(2) 収納管理ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	課税対象者情報については、個人住民税システムに登録された情報を庁内連携により取得するため、目的外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 書面を本人へ提示する際、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。</li> <li>●入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 個人住民税システムと庁内連携されているため情報の正確性が担保されている。</li> <li>●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、漏えいリスクを軽減している。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①収納管理システムは、業務に関係のない情報を保有していない。 ②収納管理システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて他システムと連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ③システム毎のアクセス制御と利用者単位での権限管理をしており、事務に必要な情報については参照できないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する職員を特定し、ユーザーID及びパスワードでの認証等を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機は、スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバーの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・契約終了後の返還・破棄 ・番号法令及び北見市個人情報の保護に関する条例の遵守
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、上記と同様に特定個人情報の取扱いに関する規定を遵守させる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び北見市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務ではマニュアルを整備し、当該マニュアルに従い特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	利用者は、ID及びパスワードにより制限をかけるとともに、操作ログ等により管理・監視している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	①個人住民税システム、宛名システムにおける措置 ・当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。  ②個人住民税システム、宛名システムの運用における措置 ・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととする。 ・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者内に周知することとする。  ③中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。  ④中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	●個人住民税システム、宛名システムにおける措置 ①当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ②業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。  ●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
--

各の記録が実施されているため、不適切な技術種別の採択や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

●中間サーバ・プラットフォームにおける措置

①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

・課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。

●特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

・保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う予定

・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	職員に対して、初任時及び一定期間毎に、個人情報保護に関する研修及び啓発を行っている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209
②請求方法	指定様式による書面の提出による。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209
②対応方法	特定個人情報ファイルの取扱いに関する苦情は、口頭又は文書により受け付ける。



## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5-②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	<情報提供の根拠> 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事前	
平成28年4月28日	個人住民税ファイル II-5提供先1	番号法別表第2の第1欄に規定する情報照会者(別添1-2参照 56件)	番号法別表第2の第1欄に規定する情報照会者(別添1-2参照 57件)	事前	
平成28年4月28日	個人住民税ファイル II-5移転先1	実施機関内部(別添1-3参照 19件)	実施機関内部(別添1-3参照 28件)	事前	
平成28年4月28日	個人住民税ファイル II-5-②移転先における用途	番号法別表第1に規定する事務	番号法別表第1及び番号法第9条第2項に基づく条例に規定する事務	事前	
平成28年10月21日	I-2-システム9	(追加)	窓口支援システム	事前	
平成28年12月30日	I-4法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事前	

平成28年12月30日	I-5-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 別表第2の27の項</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 別表第2の27の項 主務省令第20条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; 別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	事前	
平成28年12月30日	個人住民税ファイル II-5提供・移転の有無	提供を行っている(57件) 移転を行っている(28件)	提供を行っている(58件) 移転を行っている(29件)	事前	
平成28年12月30日	個人住民税ファイル II-5提供先1	番号法別表第2の第1欄に規定する情報照会者(別添1-2参照 57件)	番号法別表第2の第1欄に規定する情報照会者(別添1-2参照 58件)	事前	
平成28年12月30日	個人住民税ファイル II-5移転先1	実施機関内部(別添1-3参照 28件)	実施機関内部(別添1-3参照 29件)	事前	
平成29年4月1日	I-6-②所属長	市民税課長 森谷 幹生	市民税課長 後藤 誠児	事後	所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年1月16日	I-6-②所属長の役職名	市民税課長 後藤 誠児	市民税課長	事前	

令和2年9月25日	I-5-②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第2  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;  別表第2の27の項  主務省令第20条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;  別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項  主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第2  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;  別表第2の27の項  主務省令第20条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;  別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項  主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、59条の3</p>	事前	
令和2年9月25日					